資 料

KSR最高裁判決後の米国特許商標庁において 特許査定を得るための指針

トーマス コール* デビッド サフラン** 中野 収二 (訳)***

抄 録 2000年に米国特許商標庁(USPTO)が特許クオリティーレビュー部を設置してから、米国特許出願の特許査定率が急激に低下しており、その低下傾向は、KSR最高裁判決により拍車がかけられている。その現状と対策について、米国特許弁護士コール氏およびサフラン氏から簡潔にまとめられた小論を提供され、翻訳と投稿を依頼されたので、ここに紹介する次第である。(訳者)

なお、本稿抄録、注記および「1. はじめに」は訳者によるものである。 また、本誌掲載にあたり原文を複数個所修正、追記頂いた。

目 次

- 1. はじめに (訳者)
- 2. 1975年から現在に至る米国特許商標庁 (USPTO) における特許査定率の歴史的低下
- 3. 特許査定率の低下の基礎となる根本的原因
 - 3. 1 USPTOが達成目標とする誤判率 (2007年度:3.5%)
 - 3.2 新規かつ未経験の審査官の大量採用
 - 3. 3 KSR最高裁判決
- 4. KSR最高裁判決後において特許査定を得るための手法
 - 4.1 特許出願の準備段階
 - 4. 2 審查段階
 - 4.3 ファイナルリジェクションの後
- 5. おわりに

1. はじめに (訳者)

2007年4月30日に判決された米国連邦最高裁判所のKSR判決 1)は,我々の記憶に新しく,判決の紹介や論評に関するいくつかの論文 2 2 2 が発表されている。これらの論文によれば,

KSR最高裁判決(以下,「KSR判決」という。)は, 自明性又は非自明性の判断に関して, 本質的に新たな基準を設けるものではなく, 1966年に確立されたグラハムテスト5)を承認するものであると説明されている。

ところで、実務統計は、数年前から、特許査定率の急激な低下を示している。これはUSPTOの組織的変化を発端とするものであるが、KSR判決後もその傾向が続いており、判決の結果を受けて改正された米国特許審査基準(MPEP)⁶⁾ により、特許査定率の低下に拍車がかけられているようだ。

このような米国における特許査定率の低下の 問題は、米国特許出願に精通した実務家にはす でに承知されているだろうが、その他の実務家 には参考になる情報を与えると思われる。

- * Roberts, Mlotkowski, Safran & Cole, P.C パートナー 米国特許弁護士: Thomas W. COLE
- ** Roberts, Mlotkowski, Safran & Cole, P.C パートナー 米国特許弁護士 David S. SAFRAN
- ***弁理士 Shuji NAKANO

最近、時宜に適してコールおよびサフランの 両氏からこの問題に関する英文の小論を提供さ れたので、訳文を紹介する次第である。尚、訳 者において参考文献とMPEPの関連条項を文末 に注記した。

2. 1975年から現在に至る米国特許商標庁(USPTO)における特許査定率の歴史的低下

特許法の改正法案と特許行政の変革に関して、2008年2月27日に米国議会で開催された「司法に関するインターネットおよび知的財産委員会における裁判所に関する小委員会」(THE SUBCOMMITTEE ON COURTS, THE INTERNET AND INTELLECTUAL PROPERTY COMMITTEE ON THE JUDICIARY)でのヒアリングにおいて、USPTO長官ジョン・デュダス氏は、次のように証言している(尚、改正法案は見送られた)。

「現在の特許査定率は44%である。これは8年前の70%以上の特許査定率とは対照的である。また、審判において拒絶が維持され又は一部維持された審決は、51%から69%まで増加している。2005年の半ばにプリ・アピール・ブリーフ・プログラムが設けられたが、このプログラムの下で検討された出願について審査官の拒絶が正しいと判断されたものは45%から56%まで増加している。

3. 特許査定率の低下の基礎となる根 本的原因

3. 1 USPTOが達成目標とする誤判率 (2007年度: 3.5%)

「誤判率 (error rate)」とは、特許クオリティーレビュー部 (Office of Patent Quality Review) により本来は特許されるべきでなかったと判断された出願のパーセンテージであ

る。クオリティーレビューは、拒絶された出願は対象とせず、特許された出願だけを対象としている。クオリティーレビューにより、特許査定に問題があり、クレームを特許すべきでなかったと判断されたときは、審査官の賞与が減給される。

特許クオリティーレビュー部は、「第2の眼」としても知られており、2000年に創設され、即座に特許査定率減少の効果を生んだ(【図1】参照)。誤判率の目標は、過去4年間で4.0%から3.5%に変更され、これにより、審査官に対して、特許査定を行うよりも、むしろ拒絶査定する方向にプレッシャーがかけられている。



Allowance Rate

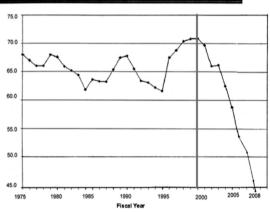


図1 (USPTO資料から引用)

3.2 新規かつ未経験の審査官の大量採用

2008年2月27日の米国議会における証言で、デュダス長官は、「料金徴収を最大限に活用し、USPTOは、2007年会計年度に1,215人の特許審査官を採用した。また、2013年までの各年に1,200人の特許審査専門職を採用する計画である。」と述べている。2007年における審査官の合計人数は約7,000人であるから、著しいパーセンテージの増員である。

審査官の大量採用の目的は、例えば、バイオ

テックや、コンピュータや、ビジネスメソッドなどの種々の技術分野における出願の滞貨を減少させるためであるが、新規かつ未経験の審査官は、経験豊富な審査官よりもはるかにミスを恐れるであろうと考えられ、しかも、クオリティーレビューのもとでは「特許査定をしなければミスを犯すことはない。」のであるから、このような新規審査官の大量採用は、USPTOの特許査定率低下を増長している(因みに、各年1,200人の採用計画は現在凍結され、2009年度は審査官700人の採用が予定されている)。

3. 3 KSR最高裁判決

KSR判決以前のMPEPは、自明性の結論をサポートするための論拠として、「TSMテスト」として知られる当時唯一の理論的根拠を規定していた。すなわち、TSMは、引用例の教示(Teaching)、示唆(Suggestion)、動機付け(Motivation)の頭文字であり、それにより当業者が引用例を変更し又は引用例の教示を結合して、クレーム発明に到達することが可能であるときは、自明であると判断される。

このTSMテストは、現在でも適用されるが、 KSR判決により、自明性を判断するための唯一の理論的根拠ではなくなった。その結果、今や審査官は、依拠した先行技術にその組み合わせの根拠が記載されていなくても、引用例の組み合わせが自明であるとする理論的根拠を作り出しており、出願人は、TSMテストに関わりなく、そのような審査官の理論的根拠を論破しなければならず、審査実務が著しく変わってしまった。

KSR判決後に改正されたMPEP \S 2143は,自 明性の結論をサポートするための論拠として, TSMテスト(下記(G))に加えて,(A)~ (F) の 6 項目の理論的根拠を規定した 7)。

¶MPEP § 2143 :

自明性の結論をサポートする典型的な理論的根

拠は下記を含む:

- (A) 先行技術の要素を既知の方法により結合 することで、予測可能な結果をもたらすこと:
- (B) 既知の要素を単に置換することで、予測可能な結果を得ること:
- (C) 既知の技術を使用することで,類似の装置(方法又は製品)を同様の方法で改良すること:
- (D) 改良が用意された既知の装置(方法又は製品)に既知の技術を適用することで,予測可能な結果をもたらすこと:
- (E) 特定の限られた数の解決手段から予測可能な解決手段を選択することで、成功することが合理的に予期されている「自明な試み(obvious to trv)」:
- (F) 1つの試行技術分野における既知の作業が設計インセンティブ又は市場の影響力により同一分野又は異なる分野に使用するためのバリエーションを促進する場合で、そのようなバリエーションが当業者に予測可能なとき:
- (G) 先行技術の教示,示唆又は動機付けであり,それにより当業者が先行技術を変更し又は 先行技術の教示を結合して,クレーム発明に到 達することが可能なこと。』

4. KSR最高裁判決後において特許査 定を得るための手法

4. 1 特許出願の準備段階

(1) 第一の手法

明細書の作成に際して、①先行技術の欠点と、 ②発明の解決課題は、「発明の要約(Summary of the Invention)」の欄に記載すべきであり、 「発明の背景(Background)」又は「先行技術 の説明(Description of the Prior Art)」の欄 に記載すべきではない。

何故ならば、KSR判決では、「特許の主題の 自明性を立証できる方法の1つは、課題の時点 で特許クレームの解決手段が自明であったといえる既知の課題が存在していたことを提示することである・・・正しく分析すると、発明がなされた時点で試行技術分野において既知のニーズ又は課題があれば、クレームされた方法で要素を結合する根拠が示されたことになる。」と判示されているからである。

従って、発明の解決課題又は先行技術の欠点を「発明の背景」又は「先行技術の説明」の欄に記載すると、審査官は、そのような発明の解決課題又は従来技術の欠点が試行技術分野において既知であり、出願人が認めた先行技術の動機付けにより複数の引用例を結合したものであるとして、クレームを拒絶すると主張することができる。

(2) 第二の手法

課題又は課題の源泉(the problem or the source of the problem)は,発明者が発見したものと考えるべきである。

MPEP § 2141.02IIIは,「特許できる発明は, 課題が特定されたならば対処方法は自明である としても,その課題の源泉を発見したことにあ る。これは「全体としての主題」の一部分であ り,103条の下で発明の自明性を決定する際に, 常に検討しなければならない。」と規定してい る。

そこで、明細書の「発明の要約」には、例えば、「出願人は・・・の問題があることを知見した(発見した)」あるいは「出願人は問題の源泉が・・・にあることを知見した(発見した)」("The applicant has discovered" that "a problem arises…" or that "the source of the problem is…") のように記載することを推奨する。

①発明の解決課題と先行技術の欠点を明細書の「発明の要約」に記載すること,②課題又は 課題の源泉を発明者が発見したと記述するこ と、この簡単な2つの手法により、(1)審査官が103条拒絶の際に、引用例の結合のための動機付けとして、明細書における発明の解決課題の記述を利用することを妨げ、しかも、(2)審査官が103条拒絶を発してきたときの反駁のための基礎を据えることができる。

(3) 第三の手法

発明を記載する際には、結果が「予期されない(unexpected)」又は「予測し得ない(unpredictable)」と記述すべきである。MPEP § 2143に新たに規定された「自明性」のための理論的根拠の 6 項目のうち、(A)(B)(D)(E)(F)は「予測可能性(predictability)」を必要としているからである。

(4) 第四の手法

クレームのドラフトに際し、広いジェネリッククレームを避け、特有の装置又は方法を具体的にクレームすべきである。これにより、分割出願が増えるかも知れないが、特許査定のチャンスが増すことになる。

また、装置クレームに列挙した構成要素又は 方法クレームに列挙した工程には、具体的でユニークな「機能的限定」を加えるのが望ましい。 例えば、Leonard事件(Ex Parte Leonard、 Appeal No. 2005-00638、2007年11月3日)の審 決8)は、KSR判決以後においても、先行技術 に予期されていることの立証責任と一応の自明 性の立証責任は審査官にあると述べ、クレーム された機能は装置クレームを先行技術から区別 する特徴になり得ると判示している。この事件 では、フィラメント状の物体にほぼ均一なコー ティングを初めに施すことが「できる」(capable of initially applying…)とクレームされて いたのに対し、審査官は、この点が引用例から 自明であることを立証できなかった。

4. 2 審查段階

(1) 補正案と面接

実体審査についてファーストアクションを受領したとき、出願人はクレームの補正案を準備するのが良い。この補正案は、最大範囲のクレーム(通常はクレーム第1項)が引用例の周辺を限定するように修正するだけでなく、特許性に関する1つ以上の新たな議論を提起できるようにいくつかの新たなクレームを追加すべきである。

その上で、補正案を審査官に提示した後、個人的面接(personal interview)を行うのが好ましい。

これには次のような利点がある。

- 1)個人的面接は、審査官を対立的でなく協力的とさせ、審査官が特許査定に抱く嫌悪を払拭させるのに大いに役立つ。
- 2) しばしば、ファイナルリジェクションと、 その結果生じるRCE (Request for Continued Examination) を回避することができ、それに 費やす時間と費用の発生を防止する。
- 3)審査官は、クレームについて1回の先行技術サーチを行う機会しか持たないので、広めのクレームで特許査定される可能性がある。

(2) ファーストアクションインタビュー試行 プログラム

2008年, USPTOは, ファーストアクションインタビュー試行 (First Action Interview Pilot) を開始した。これは, ファーストアクションが発せられる前に, 審査官の先行技術サーチの結果を出願人が受け取り, 議論できるとするものである。

残念ながら、この試行プログラムは、特定の 特許分類(class 709 Group Art Unit 2140-2150 とclass 707 Group Art Unit 2160)⁹⁾ に属する 出願に限定されているが、これによりUSPTO の滞貨が減少するのに役立てば,将来,拡張される可能性がある。

ファーストアクションインタビューは,次の手続により行われる(【図2】参照)。

- 1)ファーストアクションが発行される前に, 出願人から面接請求書 (First Action Interview Request) を提出する。
- 2)審査官は、先行技術サーチを完了すると、 面接採用通知又は面接却下通知を行う。面接が 採用された場合は、サーチ結果と1カ月の期間 設定が通知される。
- 3) そこで、出願人は、補正案又は意見書案 を添えて面接実施の要望書を提出する。
- 4) 面接の間,出願人と審査官は,先行技術 と発明の相違点について合意に至るよう試み る。面接中に補正案を作成することもできる。
- 5) 出願人が面接を希望せずにオフィスアクションの発行を許容する場合は、面接不要書 (Letter Requesting no Interview) を提出する。この場合、面接は実行されないが、面接が行われたときと同じタイプのオフィスアクションが発行される。

この新たなファーストアクションインタビュー・プログラム試行の詳細情報は、次のウエブサイトでアクセスできる。

http://www/uspto.gov/web/offices/pac/da pp/opla/preognotice/faipp_v2.htm

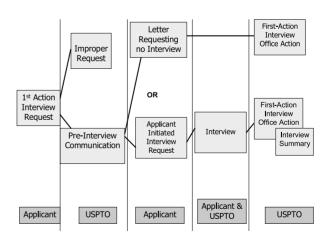


図2 (USPTO資料から引用)

(3) 103条拒絶に対する反駁(KSR判決後の MPEP条項)

103条拒絶に対して反駁する際は、下記に留意すべきである。

- 1) MPEP § 2143.01IVに規定されるように、 KSR判決は、審査官が「自明性の法的結論を サポートする確証的な理論的根拠を有する明確 な理由があるに違いない」と、単に結論を述べ るだけで103条拒絶を維持することを許してい ない。
- 2) KSR判決は,発明が提案するように先行技術を変更した場合に「引用例が意図した目的を不満足にする」又は「引用例の作用原理を変更する」ときは非自明であるとの基準を変更していない(MPEP \S 2143.01 V^{10}) および同 VI^{11})。
- 3) MPEP § 2143.02II¹²⁾ は、引用例の結合であるとする拒絶の主張を維持するためには、少なくともある程度の成功が予測可能であることを必要とし、「成功を合理的に期待できないとする証拠が示されたときは非自明性の結論が支持される」と規定している。
- 4)審査官の指摘や依拠する常識が適切でない場合,出願人が具体的に誤りを指摘して異議を唱えると、審査官は、更に書証により主張をサポートすることが要求される(MPEP § 2144.03C参照¹³)。
- 5) 一応の自明性の事案 (a *prima facie* case of obviousness) は、優れた又は予期されない結果 (superior or unexpected result) を示す証拠 (例えば宣誓書) を提出することにより反駁できる (MPEP § 2145参照¹⁴⁾)。
- 6)「自明な試み(obvious to try)」の理論的 根拠は、当業者が「特定の限られた数の手段か ら予測可能な解決手段」を選択することで発明 に到達し得たものでないことを示すことにより 反駁できる(MPEP § 2145XB参照¹⁵)。
 - 7)「容認された知識に反すること(contrary

to accepted wisdom)」も、非自明性の証拠となる(MPEP § 2145XD3参照¹⁶⁾)。繰り返し述べるが、発明者の宣誓書を証拠として提出することにより、この条項を簡単に利用できる。

4. 3 ファイナルリジェクションの後

(1) プリ・アピール・ブリーフ(Pre-Appeal Brief Request For Review)

- 1) 出願人は,2005年7月12日から開始されたプリ・アピール・ブリーフを請求できる。 その手続は次のように行われる。
- ① 出願人は、審判請求書(Notice of Appeal)および所定の手数料と共に、ファイナルリジェクションにおける審査官の誤りを記載したプリ・アピール・ブリーフを提出する。RCEを経た後に請求しても良く又はRCEを経ずに請求しても良いが、審判請求により開始される手続であるから、審査官の審査は終了する。
- ② 請求があると、出願を担当した審査官を含む3名の審査官の合議体によりファイナルリジェクションを維持するか又は撤回する旨の決定が行われる。
- ③ 決定は、請求が受理された後、45日で発せられる。
- 2) プリ・アピール・ブリーフは,次のような利点を有する。
- ① プリ・アピール・ブリーフは、合計 5 頁 に限定され、審判請求書を提出するための手数 料だけで済むので、通常の審判請求よりも費用 が安い。
- ② 審査官に2度目の先行技術サーチの機会を与えない。
- ③ 通常の審判が審決まで1年又はそれ以上を要するのに対し、プリ・アピール・ブリーフは、請求から45日以内に決定される。また、拒絶取消の可能性は、通常の審判の場合が31%であるのに対し、プリ・アピール・ブリーフの場合は44%である。

プリ・アピール・ブリーフに関する情報は, USPTOのホームページ(www.uspto.gov)のウエブサイト(OG Notice:07 February 2006)¹⁷⁾を参照されたい。

(2) 通常の審判請求

1) KSR判決後の審決(拒絶維持:69%)

【図3】に示されるように、拒絶維持又は拒絶一部維持の審決は、2007年から60%以上を示しており、平均で69%である。

2) KSR判決後の審判における効果的な主 張

103条拒絶に対する審判においては、①クレームに明示的に列挙された構造、機能又は方法

10 YEARS OF BPAI DECISIONS

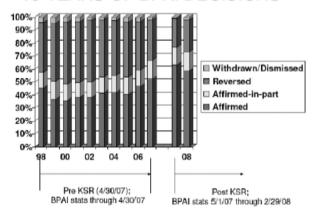


図3 (USPTO資料から引用)

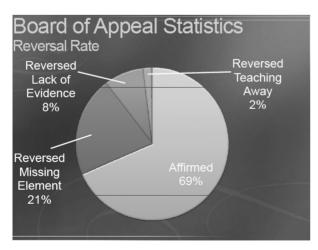


図4 (USPTO資料から引用)

の工程等の要素が引用例に開示されていない, ②引用例自体又は引用例に首尾一貫する理論的 解釈に,拒絶の対象とした要素をサポートする 証拠がないと主張するのが最も効果的である。

【図4】に示されるように、拒絶の取消理由は、引用例にクレームの要素が開示されていないとするものが21%、自明性の証拠がないとするものが8%、阻害要因ありとするものが2%である。尚、【図5】に技術分野別の統計が示されている。

5. おわりに

KSR判決は、自明性の判断基準に常識的な判断を適用しようとするものであるから、審査官は、技術動向を考慮して、例えば、無線式のブルートゥース(Bluetooth)を有線式に変更するようなことは、それが引用例に実際に開示されていなくても、周知の技術であると考えることができる。ところが、残念ながら、多くの審査官は、引用例を結合するための理由を作り出すために、あたかも自由裁量が与えられているかのような決定を行っている。しかしながら、現在においても、特許性の有無は、依然として、クレーム発明が新規かつ非自明かどうかの点にあるのだから、先行技術の使用方法が広がったことを踏まえて、特許出願のドラフティングを

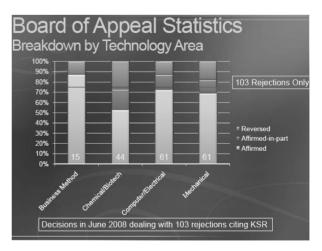


図5 (USPTO資料から引用)

行うことが肝要である。特に、審査官に出願を 拒絶するための攻撃原因を与えるような記載を 避けることにより、審査官にクレーム発明の特 許性を確信させ、また、将来のアーギュメント をサポートできる記載を行うように注意を払う ことが求められる。そして、個人的面接を利用 することにより、出願を特許査定に向かわせる ことが容易となる。また、プリ・アピール・ブ して、審査官の拒絶査定を再審理させる低 ストかつ迅速な手段を提供している。以上述べ たように、KSR判決後に特許査定を得るため に、出願人は、どのような出願書類を準備した 上で、どのような審査手続を遂行するかについ て、順応性が求められる。

注 記

- 1) KSR Int'l Co. v. Teleflex Inc. 550 US 398, S. Ct. 1727, 82 U.S.P.Q. 2d 1385 次のウエブサイトからアクセスできる。 http://www.supremecoutus.gov/opinions/06pdf/04-1350.pdf
- 2) 竹中俊子, 知財管理, Vol.58, No.1, pp.5~20 (2008)
- 3) 国際第1委員会,知財管理, Vol.58, No.8, pp.1037~1047 (2008)
- 4) 吉田哲・デイビッドポウズ, パテントVol.60, No.11, pp.1~10 (2007)
- 5) Graham v. John Deere Co. 85 S. Ct. 684, 15 L. Ed. 2d 545, 148 U.S.P.Q. 459において採用された 自明性判断基準であり、次のウエブサイトから アクセスできる。
 - http://supreme.justia.com/us/383/1/case.html
- 6) Manual of Patent Examining Procedure (Latest Revision July 2008) 次のウエブサイトからアクセスできる。 http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/index.htm
- 7) 本文に和訳を記載したが,過去の論文等で紹介 された訳文には訳者により若干相違があるので, 原文を掲記する。
 - MPEP§ 2143: (Examples of Basic

- Requirements of a Prima Facie Case of Obviousness)
- "Exemplary rationales that may support a conclusion of obviousness include:
- (A) Combining prior art elements according to known methods to yield predictable results;
- (B) Simple substitution of one known element for another to obtain predictable results;
- (C) Use of known technique to improve similar devices (methods, or products) in the same way;
- (D) Applying a known technique to a known device (method, or product) ready for improvement to yield predictable results;
- (E) "Obvious to try" choosing from a finite number of identified, predictable solutions, with a reasonable expectation of success;
- (F) Known work in one field of endeavor may prompt variations of it for use in either the same field or a different one based on design incentives or other market forces if the variations are predictable to one of ordinary skill in the art;
- (G) Some teaching, suggestion, or motivation in the prior art that would have led one of ordinary skill to modify the prior art reference or to combine prior art reference teachings to arrive at the claimed invention.
- Note that the list of rationales provided is not intended to be an all-inclusive list. Other rationales to support a conclusion of obviousness may be relied upon by Office personnel".
- 8) 審決は、次のウエブサイトからアクセスできる。 http://law.onecle.com/board-of-patentappeals/2005/fd050638001.html 尚, MPEP § 2116に同名の事件*Ex Parte Leonard*, 187 USPQ 122 (Bd. App. 1974) が引用されて いるが、本件は別事件であることに注意された い。
- 9) class 709, 707は次の技術を対象としている。 Class 709: Electrical computers and digital processing systems: multicomputer data transferring

Class 707: Data processing: database and file management or data structures

10) MPEP § 2143.01V: (THE PROPOSED MODI-FICATION CANNOT RENDER THE PRIOR ART UNSATISFACTORY FOR ITS INTEND-ED PURPOSE)

"If proposed modification would render the prior art invention being modified unsatisfactory for its intended purpose, then there is no suggestion or motivation to make the proposed modification."

- 11) MPEP § 2143.01VI: (THE PROPOSED MODI-FICATION CANNOT CHANGE THE PRINCI-PLE OF OPERATION OF A REFERENCE) "If proposed modification or combination of the prior art would change the principle of operation of the prior art invention being modified, then the teachings of the references are not sufficient to render the claims prima facie obvious."
- 12) MPEP § 2143.02II: (AT LEAST SOME DEGREE OF PREDICTABILITY IS REQUIRED; APPLICANTS MAY PRESENT EVIDENCE SHOWING THERE WAS NO REASONABLE EXPECTATION OF SUCCESS)

"Obviousness does not require absolute predictability, however, at least some degree of predictability is required. Evidence showing there was no reasonable expectation of success may support a conclusion of nonobviousness"

13) MPEP § 2144.03C: (If Applicant Challenges a Factual Assertion as Not Properly Officially Noticed or Not Properly Based Upon Common Knowledge, the Examiner Must Support the Finding With Adequate Evidence)

"To adequately traverse such a finding, an applicant must specifically point out the supposed errors in the examiner's action, which would include stating why the noticed fact is not considered to be common knowledge or well-known in the art".

14) MPEP § 2145 : (Consideration of Applicant's Rebuttal Arguments [R-6])

"If a prima facie case of obviousness is estab-

lished, the burden shifts to the applicant to come forward with arguments and/or evidence to rebut the *prima facie* case. … Rebuttal evidence and arguments can be presented in the specification, … by counsel, … or by way of an affidavit or declaration … Office personnel should consider all rebuttal arguments and evidence presented by applicants."

15) MPEP § 2145X: (ARGUING IMPROPER RATIONALES FOR COMBINING REFERENCES)

B: (Obvious To Try Rationale)

"An applicant may argue the examiner is applying an improper 'obvious to try' rationale in support of an obviousness rejection. An 'obvious to try' rationale may support a conclusion that a claim would have been obvious where one skilled in the art is choosing from a finite number of identified, predictable solutions, with a reasonable expectation of success." "[A] person of ordinary skill has good reason to pursue the known options within his or her technical grasp. If this leads to the anticipated success, it is likely that product [was] not of innovation but of ordinary skill and common sense. In that instance the fact that a combination was obvious to try might show that it was obvious under § 103."

16) MPEP § 2145XD: (References Teach Away from the Invention or Render Prior Art Unsatisfactory for Intended Purpose) 3. (Proceeding Contrary to Accepted Wisdom Is Evidence of Nonobyjousness)

"The totality of the prior art must be considered, and proceeding contrary to accepted wisdom in the art is evidence of nonobviousness."

17) Pre-Appeal Briefの情報は,本文中に紹介された OG (Official Gazette) Notice: 07 February 2006の他に,OG Notice: 12 July 2005に詳細が 記載されており,次のウエブサイトからアクセ スできる。

http://www.uspto.gov/web/offices/com/sol/og/2005/week28/patbref.htm

(原稿受領日 2009年4月6日)